

『子育て世帯給付金』再支給法案（通称）の提出について

1. 法案提出の趣旨

私たちは、新型コロナに関する影響によって、より厳しい状況におかれている低所得の子育て世帯を支援するため、本年1月22日に『子どもの貧困』給付金法案を提出した。その後、3月になり、ようやく政府は、我たちの法案で支給対象としていた低所得のふたり親世帯についても対象とする「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給することを決定した。しかし、その支給時期については、ひとり親世帯へは5月、ふたり親世帯へは6月下旬以降とも報道されており、あまりにも遅いと言わざるを得ない。

そうした中、新型コロナに関する影響が長期化し、相次ぐ緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により、生活の厳しさは増しており、当事者からは、給付金を再支給してもらわなければ生活を維持していくことができないとの悲鳴が上がっている。支援者団体の調査によると、今年2月時点で、都内のひとり親家庭の約1割の小学生の体重が減少し、約3割の家庭で米などの主食が買えないことがあったという厳しい暮らし向きが明らかになっている。

については、今回も同様に、政府が3月に支給を決定した「子育て世帯生活支援特別給付金」と同内容の給付金を9月末までに支給する法律案を提出することで、与野党協議による法案の成立や政府による再支給の決断が可能と考えられる。

2. 法案の主な内容

○ 政府が3月に支給を決定した「子育て世帯生活支援特別給付金」と同内容の給付金を9月末までに支給するものとする。

※この法案により給付金の再支給が実現した場合、支給対象者は概ね把握できているので早急に給付金を支給することが可能と考えられる。

【参考】政府が3月に支給を決定した「子育て世帯生活支援特別給付金」の概要

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

(1) 支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
- ② ①以外の住民税非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ
(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）)

(2) 給付額

児童一人当たり一律5万円

(3) 実施主体

低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）
及び福祉事務所設置町村
その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）

(4) 費用

全額国庫負担（10/10）
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

(5) 予算額

2,175億円（事業費1,895億円、事務費280億円）
※ 令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

(6) スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：令和3年4月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り5月までに支給（申請不要）
※ 直近で収入が減少した世帯等についても、可能な限り速やかに支給（要申請）
- ② その他低所得の子育て世帯：今後、対象世帯の把握方法や支給方法等の実務について自治体と調整を行い、直近の所得情報の判明以降可能な限り速やかに支給